第五次島本町総合計画

【第2部 基本計画】

【素案】

令和元 (2019) 年 1 0 月 島 本 町

目 次

第2部	基本計画	1
く施策(本系>	1
第1章	思いやりとふれあいのまちづくり	3
1-1	人権・平和・男女共同参画	3
1-2	参画・協働・情報共有	5
1-3	交流・多文化共生	7
第2章	自然と調和した快適なまちづくり	9
2-1	環境保全	9
2-2	都市計画・住環境	12
2-3	都市基盤	14
2-4	上下水道	16
第3章	安全・安心なまちづくり	18
3-1	防災・危機管理	18
3-2	消防・救急	21
3-3	交通安全・防犯・消費者保護	23
第4章	支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり	25
4-1	健康・医療	25
4-2	地域福祉	27
4-3	高齢者福祉	29
4-4		
4-5	生涯学習・スポーツ	33
第5章	子どもたちを健やかに育むまちづくり	35
5-1	子ども・子育て支援	35
5-2	学校教育	38
第6章	魅力と活力・にぎわいのあるまちづくり	41
6-1	産業・労働	41
6-2	歴史・文化	43
6-3	40.1/ #+ 1.7% IC	4 -
	観光・魅力発信	45
第7章	観光・魅刀発信 持続可能なまちづくり	

第2部 基本計画

<施策体系>

章	節	施策の方向
	4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	①人権・平和施策の推進
	1-1 人権・平和・男女共同	②男女共同参画の推進
第1章		①参画・協働のまちづくりの推進
	1-2 参画・協働・情報共有	②地域コミュニティ・住民活動への支援
まちづくり	1-2 多圆、圆倒、用取天作	③広報・広聴の充実
\$52\V		④行政情報の公開・共有と個人情報保護
	1-3 交流・多文化共生	①交流活動の促進
	1-3 文/礼。夕文心天王	②多文化共生の地域づくり
		①自然環境の保全・活用
		②環境負荷の軽減
	2-1 環境保全	③環境教育・啓発の推進
		④ごみの減量・安定処理
		⑤環境衛生・美化の推進
		①計画的な土地利用の推進
第2章	2-2 都市計画・住環境	②良好な住環境の形成
自然と調和した快適な		③景観形成・緑化の推進
まちづくり	2-3 都市基盤	①交通環境づくり
ならつくり		②計画的な道路整備と維持管理
		③公園の整備・維持管理
		④まちのバリアフリー化
	2-4 上下水道	①安全でおいしい水の安定供給
		②公共下水道事業の推進
	2 7 21702	③上下水道事業の健全経営
		④計画的な施設の維持管理
		①危機管理体制の充実
	3-1 防災・危機管理	②防災力の強化
		③耐震化の推進
第3章 安全・安心なまちづく り		④土砂災害・水害・浸水対策の推進
	3-2 消防・救急	①火災予防の推進
		②消防体制の強化
		③救急救助体制の充実
		①交通安全対策の推進
	3-3 交通安全・防犯・消費	
		③消費者保護の推進

章	節	施策の方向
		①健康づくりの推進
		②保健サービスの推進
	4-1 健康・医療	③医療体制の充実
		④医療保険制度の安定運営
		①地域の見守り、支え合いの充実
	4-2 地域福祉	②相談支援体制の強化
	4-2 地域価値	③生活困窮者への支援
		④自殺予防対策の推進
第4章		①地域包括ケアシステムの強化
支え合い、生涯元気に		②介護予防の充実
暮らすまちづくり	4-3 高齢者福祉	③介護・福祉サービスの充実
		④高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進
		⑤高齢者の権利擁護と安全確保
		①相談・療育支援体制の充実
	4-4 障害者福祉	②自立した地域生活への支援
		③障害者の権利擁護と安全確保
		①生涯学習・社会教育の推進
	4-5 生涯学習・スポーツ	②読書活動・図書館サービスの推進
		③スポーツ・レクリエーション活動の推進
		①切れ目のない支援体制の整備
		②母子保健の推進
		③子育て支援の推進
** - **	5-1 子ども・子育て支援	④保育・幼児教育・学童保育の推進
第5章		⑤ひとり親家庭への支援
子どもたちを健やかに		⑥子どもの権利擁護と安全確保
育むまちづくり		⑦子どもの居場所・遊び場の確保
		⑧青少年の健全育成
		①教育環境の充実
	5-2 学校教育	②教育活動の充実
		③家庭・地域との連携
		①商工業の活性化
	6-1 産業・労働	②都市農業・林業の振興
***		③雇用・労働環境の充実
第6章		①歴史文化資料館の活用
魅力と活力、にぎわい	6-2 歴史・文化	②文化財の保護と調査研究
のあるまちづくり		③歴史文化遺産を活用した地域づくり
		④文化芸術活動の振興
	6-3 観光・魅力発信	①観光振興とにぎわいづくりの推進
		②まちの魅力の創出・発信
		①健全な行財政運営
第7章		②多様な主体との連携
持続可能なまちづくり	7-1 行財政運営	③公共施設の適正管理
		④情報化の推進 ⑤ Lせ充式 は20歳ま数の2000
		⑤人材育成と組織基盤の強化

第1章 思いやりとふれあいのまちづくり

1-1 人権・平和・男女共同参画

■めざすまちの姿

●平和な社会を願い、すべての人の人権と多様性が尊重され、互いを認め合うことで、 誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちをめざします。

- ●人権は、誰もが生まれながらにしてもっている、人として幸せに生きていくための基本的な権利ですが、児童や高齢者・障害者への虐待、配偶者や交際相手などに対する暴力(DV)、職場におけるハラスメントなど、社会にはさまざまな人権課題が存在しています。また近年では、インターネットによるいじめや人権侵害、ヘイトスピーチ、性的マイノリティへの人権侵害など、新たな課題も顕在化しており、一人ひとりが自分らしく、共生して生きる社会づくりを阻む要因となっています。
- ●人権意識の高揚や人権課題への対応に向けては、継続的かつ粘り強い取組が求められることから、 広報での情報発信や講座・イベント、学校での人権教育など、さまざまな機会を通じて啓発や教 育に取り組むことや、相談しやすい体制づくりが必要です。あわせて、戦争の悲惨さや平和の尊 さを後世に伝えるため、平和意識の普及・高揚に努めることが必要です。
- ●男女共同参画社会の実現をめざし、性別による役割分担意識の解消やワークライフバランス(仕事と生活の調和)に向けた啓発や、町の審議会における女性の参画促進などに取り組んでおり、防災などにおける女性の参画促進にも目を向けていくことが課題となっています。引き続き、多様な価値観やライフスタイルをお互いに尊重し、あらゆる分野において、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる環境づくりが求められています。
- ●人権文化センターは、人権・平和・男女共同参画施策などの活動や発信、地域住民の交流のための拠点となっており、今後も、さらなる利用の促進を図りながら、適切に管理運営を行っていくことが必要です。

■施策の方向(1-1)

	/
	●さまざまな人権課題についての正しい理解と認識を深め、住民の人権意識
	を高めるため、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる機会を通じて、人
	権啓発・人権教育を推進します。
	●人権侵害に適切に対応し、差別解消などに取り組むため、関係機関・団体
①人権・平和施策	と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
の推進	●平和の大切さ、戦争の悲惨さなどを伝える教育や啓発を行います。
	● L G B T など性的マイノリティの人権擁護や、多様な性のあり方に関する
	啓発を行います。
	●人権文化センターについては、人権・平和・男女共同参画などに関する啓
	発や支援、交流の拠点として、利用の促進と運営事業の充実を図ります。
	●住民・事業者・行政などが連携・協働し、男女が社会の対等な構成員とし
②男女共同参画	て、さまざまな分野に参画し、活躍できる社会の形成を計画的に進めます。
の推進	●配偶者や交際相手などに対する暴力(DV)の防止に向けた啓発や教育を
	行うとともに、被害者に対する相談や保護、自立に向けた支援を行います。

■参考指標

指標	現状	方向性
町審議会などにおける女性委員の比率	37.4%	↑ (増加)

※現状値: 平成31年4月1日時点

■関連する主な個別計画等

●男女共同参画社会をめざす計画(スマイルプラン)

■関連する主なSDGs

教育

ジェンダー 経済・雇用

不平等

平和











1-2 参画・協働・情報共有

■めざすまちの姿

●まちづくりについての情報が共有され、住民・事業者・団体など多様な主体が参画 し、連携・協働してまちづくりや地域づくりに取り組むまちをめざします。

- ●地方自治体の役割と責任が拡大する中で、活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図るために、 住民・事業者・団体と行政がそれぞれの役割及び責務を果たしていく必要があります。また、住 民のニーズや課題も多様で複雑なものとなっており、安全・安心に暮らせる地域社会を行政だけ で実現することはますます難しくなっています。このような中で、自治の主役である住民は、自 主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、行政と協働し、公共性を重んじ、 自らの行動に責任をもつことが求められています。
- ●近年、少子高齢化の進行や都市化の進展、人々の価値観の多様化などを背景として、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化などが課題となっています。一方で、住民・事業者・団体など多様な主体による地域活動が活発になっており、その重要性が高まっています。このため、自治会の活性化を図るとともに、住民団体の公益活動などを支援し、多様な主体が連携・協働するまちづくりを進め、地域の課題解決や活力の維持・増進を図ることが必要です。
- ●参画と協働のまちづくりを進めるためには、その基盤として、行政の透明性を高めるとともに、 説明責任を果たし、住民にわかりやすく開かれた行政を構築することが重要です。そのためには、 住民との情報の共有化を図るための広報活動や情報公開などの充実とともに、住民の声を的確に 把握し、まちづくりに反映するための広聴活動の充実が必要です。
- ●スマートフォンなどの情報機器の普及により、情報の入手や共有のためにインターネットやSNSを利用する人が増えており、住民ニーズを的確にとらえ、時代に応じた情報提供手段を用いる必要があります。
- ●開かれた町政の実現のために、住民などの知る権利を尊重し情報公開請求に迅速に対応するとと もに、町が保有する個人情報の適正な管理と個人の権利利益の保護を行っています。

■施策の方向(1-2)

	●パブリックコメント、審議会などにおける公募委員の参画、タウンミーテ
①参画・協働のま	ィング、ワークショップなどを活用し、町政への住民参画の機会を提供し
ちづくりの推	ます。
進	●子育て・教育・安全・福祉・環境など、まちづくりのさまざまな分野での
	住民団体、NPO、ボランティアなどとの協働を進めます。
	●自治会などの自治組織をはじめ、住民団体やボランティアなどの活動を支
	援し、活発なコミュニティ活動が行われる環境づくりを進めます。
	●地域コミュニティの担い手となる人材の発掘や育成を支援し、住民が地域
	活動に積極的に参加できるよう、事業経費の支援などを通じて、公益活動
②地域コミュニ ティ・住民活動	の立ち上げを促すとともに、継続的な活動となるよう、環境整備を進めま
への支援	す。
	●地域で活動する住民・事業者・団体に対し、情報提供などの支援を行うと
	ともに、まちづくりにおける連携の強化や協働に努めます。
	●ボランティア情報の収集・提供やネットワークの構築に努め、住民が気軽
	にボランティア活動に参加できるよう環境整備を進めます。
	●広報誌、ホームページをはじめ、SNSなど多様な媒体を効果的に活用し、
	情報発信の充実に努めます。
③広報・広聴の充	●さまざまな手段や機会を通じて住民の声を幅広く把握し、住民二一ズを的
実	確に捉え、施策展開やサービス向上に反映できるよう努めます。
	●行政へのさまざまな相談や問合せ、要望などに対し、迅速かつ適切な対応
	に努めます。:
	●情報公開制度を適正に運用し、行政情報の積極的な公開を推進します。
④行政情報の公 開・共有と個人	●会議の公開をはじめ、各種資料の情報コーナーへの設置、ホームページへ
開・共有と個人情報保護	の掲載などを行い、正確で分かりやすい情報の提供・共有に努めます。
אנאראן ארד דרון	- ●個人情報保護制度を適正に運用し、プライバシーの保護を図ります。

■参考指標

指標	現状	方向性
自治会加入世帯数	8,381 世帯	↑ (増加)
町ホームページのアクセス件数(月平均)	138,295 件	↑(増加)

※現状値= 自治会加入世帯は令和元年6月1日時点、ホームページアクセス数は平成30年度実績

■関連する主なSDGs

平和

実施手段





1-3 交流・多文化共生

■めざすまちの姿

●住民間や国内外の人々との交流が活発に行われ、多様な国・地域の人や文化などへ の理解と受け入れが進んだまちをめざします。

- ●国内外を問わず交流を活性化することは、住民の活動機会を創出するとともに、本町の情報発信や人の行き来も盛んになり、地域の活力に結びつくことや、災害時においてはさまざまな協力体制につながるなど、多様な効果が期待されます。国際交流については、平成 29 (2017) 年にアメリカ合衆国ケンタッキー州のフランクフォート市と姉妹都市提携を締結しており、学校間や民間レベルでの交流が進められています。
- ●国際化が進む中で、国境を越えて人・モノ・情報がさらに活発に移動するようになってきたことや、少子高齢化や労働環境の変化など日本の社会経済情勢の変化を背景に、新たに来日する外国人の増加、定住化が全国で進んでおり、さまざまな国の人々が互いの文化や価値観を認め合い、地域で共に生きていく「多文化共生社会」の構築が求められています。
- ●国際感覚豊かな人材の育成を図るため、国際理解や多文化共生、コミュニケーション力向上のための教育や啓発、交流などの取組を進めていくことが必要です。
- ●本町の外国籍住民は、やや増加傾向にありますが、日本語をうまく話せない人もいることから、多言語での情報提供や日本語習得への支援などが必要です。

■施策の方向(1-3)

	●より多くの住民が互いに交流を図るとともに、さまざまな分野において国
○☆☆泛卦の個	内外の人々と交流を深めることができるよう、イベントの開催支援や情報
①交流活動の促 進	提供などの環境づくりを進めます。
	●姉妹都市との交流を中心に国際交流を促進し、国際化に対応したまちづく
	りを進めます。
	●外国人が同じ地域の住民として暮らしやすい環境づくりに向け、さまざま
	な分野において、多文化共生の視点を踏まえた施策展開を図ります。
	●関係団体と連携し、海外の言語や文化を学ぶ講座などを開催し、さまざま
	な国や地域に対する理解を深めます。
	●保育所・幼稚園での英語活動や多文化理解教育、小・中学校での連続的・
	系統的な英語教育や国際理解教育を行い、国際的な視野や、多様な文化・
②多文化共生の 地域づくり	価値観への理解、コミュニケーション力をもった人材を育成します。
	●外国語表記の冊子や案内表示の作成、通訳・翻訳を行う機器や人材の確保
	に取り組むなど、日常生活や災害時における外国人への情報提供の充実に
	努めます。
	●外国人住民を対象とした日本語教室の開催、日本語がうまく話せない児童
	生徒への日本語指導や相談支援を行うなど、日常生活や学校生活を支援し
	ます。

■参考指標

指標	現状	方向性
外国の人と友達になったり、外国のことについても	小学校 71.4%	Ф. (+Ө+п)
っと知ったりしてみたいと思う児童生徒の割合	中学校 69.9%	个(増加)

※現状値:「平成 31 年度全国学力·学習状況調査」(小学 6 年·中学 3 年対象)

■関連する主なSDGs

教育

不平等

平和







第2章 自然と調和した快適なまちづくり

2-1 環境保全

■めざすまちの姿

●水や緑などの豊かな自然を守り生かし、環境負荷が少なく、良好な生活環境が保たれたまちをめざします。

- ●豊かな自然環境や生物多様性は、生活の質を高めるとともに、良好な子育で環境、災害の予防、 ヒートアイランドの抑制、食料生産や緊急避難場所にもなり、住民の重要な財産となっています。 これらを守り育て、次世代に継承していくため、住民・事業者・行政などが連携・協働し、保全 と活用に向けた取組を進めていくことが必要です。
- ●地球温暖化問題は、人類の生存にかかわる重大なテーマになっています。住民一人ひとりがそれ ぞれの立場で、生活や事業活動を見直し、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用など、 低炭素・脱炭素の社会づくりに向けた取組を進めていくことが必要です。
- ●環境保全について、自ら考え行動する力を育むため、身近な地域の環境問題から地球規模の環境 問題まで、さまざまな課題に関する学習や教育が必要です。
- ●地球上にある資源の量は限られていることから、4R(発生回避、発生抑制、再利用、再資源化)の 推進などにより、廃棄物を減らし、資源を循環させながら利用していく循環型社会の構築が求め られています。また、適正に処理されなかったプラスチックごみによる海洋や生態系への影響も 懸念されており、使い捨てプラスチックの削減などの対策が必要です。
- ●平成3 (1991) 年に建設した清掃工場は老朽化しており、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めています。今後も、適切な維持管理を行うとともに、広域的なごみ処理に向けた取組を進めることが必要です。
- ●山間部や河川などへの不法投棄については、住民生活に悪影響を及ぼすものであるため、未然に 防止することが必要です。また、住民主体による美化活動や動物愛護活動を支援していくことも 大切です。

■施策の方向(2-1)

心界のカリー(2	±/
	●河川・地下水をはじめ、豊かな水を守るための環境整備に取り組みます。
①自然環境の保 全・活用	●森林・農地などのみどりを、所有者はもとより、多様な主体により保全す
	る取組を推進します。
	●豊かな生物多様性を維持するため、生息環境の保全や、外来生物対策など、
	生物多様性に配慮した取組を推進します。
	●森林や河川などの豊かな自然環境について、自然に親しみふれあう空間と
	して、散策やレクリエーション、環境学習などに活用します。
②理控各类办权	●公共施設における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用など、温
②環境負荷の軽減	室効果ガスの削減に寄与する取組を推進します。
11-40	●公害を防止するため、事業者の監視・指導を行います。
	●森林や河川、農地などを生かした環境学習の充実を図り、環境意識の高揚
	に努めます。
③環境教育・啓発 の推進	●環境学習に取り組むボランティア団体などの支援を図ります。
001E/E	●プラスチックごみ問題など、日常生活から地球環境全体まで、さまざまな
	環境課題に向き合い、解決に向けた環境保全意識の普及促進に努めます。
	●限りある資源を有効活用するため、4Rのさらなる推進を行います。
4ごみの減量・安	●ごみ分別の徹底により排出量を抑制し、資源化率の向上に努めます。
定処理	●清掃工場の適切な維持管理を行うとともに、災害時における対応はもとよ
	り、効率的かつ安定したごみ処理の実現のため、広域連携による処理体制
	の実現に向けた取組を推進します。
	●し尿処理については、適正に収集を行うとともに、高槻市との広域連携に
	よる処理体制を継続します。
⑤環境衛生·美化 の推進	●下水道未整備区域については、合併処理浄化槽設置の普及促進などに取り
	組み、公共用水域の水質保全に努めます。
	●不法投棄を未然に防止するため、啓発・監視に努めます。
	●住民の自主清掃活動の支援など、町内の美化活動を促進します。
	●住民の生活環境の保持及び動物愛護意識の高揚のため、ペット飼育のマナ
	一向上に向けた取組や所有者不明猫対策を進めます。

■参考指標

指標	現状	方向性
森林ボランティア登録者数	116人	↑ (増加)
町施設の温室効果ガス年間排出量	148 ∓ t	↓(減少)
住民1人1日当りのごみ排出量	656g/人	↓(減少)

※現状値: ボランティア数は平成31年4月時点、その他は平成30年度実績

■関連する主な個別計画等

- ●環境基本計画
- ●森林整備計画
- ●分別収集計画
- ●生物多様性保全・創出ガイドライン
- ●地球温暖化対策実行計画
- ●一般廃棄物処理基本計画

■関連する主なSDGs

教育

水・衛生

エネルギー

都市

消費・生産

気候変動

海洋資源

陸上資源

















2-2 都市計画・住環境

■めざすまちの姿

●秩序ある土地利用のもとでコンパクトな都市構造が形成され、自然や景観と調和し、 快適で魅力的な住環境が整ったまちをめざします。

- ●今後予測される人口減少に対応した都市環境の整備や、多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりが必要です。 J R 島本駅西地区については、さまざまな検討や都市計画手続きを経て、市街化区域編入などの都市計画を決定・変更しており、今後、駅前という立地を生かして、十地区画整理事業による新たなまちづくりが進められる予定です。
- ●開発にあたっては、適切な指導により、秩序あるまちづくりを進めることが必要です。
- ●町営住宅については、長寿命化を図りながら、より効率的な維持管理を図ることが求められています。
- ●全国的に、適正な管理が行われていない空き家が地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、本町においても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対策を進めていくことが必要です。
- ●町独自の景観形成に関する施策の展開をはじめ、緑化の推進など、良好な住環境の形成を図っていくことが求められています。

■施策の方向(2-2)

	- - /
	●「都市計画マスタープラン」に基づき、総合的かつ計画的な都市空間の形
	成を推進するとともに、立地適正化計画の策定や高度地区の見直しなどの
	都市計画制度の導入を検討します。
①計画的な土地 利用の推進	● J R 島本駅西地区においては、土地区画整理事業により、まちの玄関口に
19/10071626	ふさわしい地域となるよう、まちづくりを推進します。
	●都市農地の多面的な機能を発揮させるため、生産緑地地区の指定を促進
	し、良好な都市環境の形成に努めます。
	●開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱に基づき、周辺と調
	和した良好な住環境の形成を誘導します。
○ 白 わ 本 A 严 培	●町営住宅の適切な管理と長寿命化に努めるとともに、指定管理者制度の導
②良好な住環境の形成	入など、管理事務の効率化を検討します。
U)II)XI	●所有者などによる空き家などの適正な管理を促進するため、関係機関との
	連携体制を強化した上で、利活用施策も含めた必要な支援を行うととも
	に、所有者への指導などにより周辺の生活環境の保全を図ります。
	●良好な景観誘導を図るとともに、景観行政団体への移行と景観計画・景観
③景観形成・緑化の推進	条例の策定に向けた取組を進めます。
の元	●公園や街路樹など、公共空間の緑化を推進します。

■参考指標

指標	現状	方向性

■関連する主な個別計画等

- ●都市計画マスタープラン●空家等対策計画●町営住宅長寿命化計画●公共施設総合管理計画

■関連する主なSDGs

都市



2-3 都市基盤

■めざすまちの姿

●公共交通、道路、公園などの都市基盤が整い、誰もが快適・便利・安全に移動し、 生活できるまちをめざします。

- ●インフラの改修や更新にかかる費用が大幅に増加していくことが予測される中、今後の人口推移 を踏まえ、これまでの施設整備を基盤として、持続可能なまちの構築が必要です。
- ●町内移動のための地域公共交通としては、路線バス、タクシーのほか、高齢者などの外出を支援する福祉ふれあいバスがあります。これらの公共交通の維持と利便性の向上に努めるとともに、高齢化の進行による運転免許返納者や要介助者の増加を踏まえ、誰もが外出・移動しやすい交通環境づくりが求められています。
- ●道路については、狭隘な区間の改善や歩道整備をはじめ、歩行者・自転車にやさしい道路環境づくりが求められています。
- ●公園については、周辺環境や利用状況の変化に対応するため、ニーズに合わせた整備と効率的な 維持管理が必要です。
- ●誰もが安全かつ快適に外出や施設利用などを行い、日常生活や社会生活をおくることができるよう、公共施設を中心とした環境整備を行い、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの視点によるまちづくりを進めていくことが求められています。

■施策の方向(2-3)

①大海理控ベノ	●高齢者や障害者などの外出支援や移動手段の確保に努めます。
①交通環境づく り	●関係機関と連携し、駅前周辺の違法駐車や渋滞緩和の対策などにより、交
	通利便性の向上に努めます。
	●計画的な道路、橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、歩行者や自転
②計画的な道路 整備と維持管	車利用者に配慮した道路整備を推進します。
理	●国道、府道の整備について、更なる安全対策強化に向け関係機関と連携を
	図ります。
○公国 ○ 較岸 44	●さまざまな年齢層に配慮し、地域特性を踏まえた計画的な公園の整備に取
③公園の整備・維 持管理	り組みます。
	●遊具の定期点検や長寿命化など、公園の効率的な維持管理を行います。
④まちのバリア	●誰もが安全・快適に移動し、生活できるよう、公共施設や住宅などのバリ
フリー化	アフリー化を進め、福祉のまちづくりを推進します。

■参考指標

指標	現状	方向性
橋梁の補修・補強の進捗率	29.2%	↑ (100%)
公園面積	8.2ha	↑ (増加)

※現状値: 平成30年度末時点(橋梁補修等の進捗率は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく進捗率)

■関連する主な個別計画等

- ●都市計画マスタープラン ●バリアフリー基本構想 ●橋梁長寿命化修繕計画

●公共施設総合管理計画

■関連する主なSDGs

インフラ・産業 都市





2-4 上下水道

■めざすまちの姿

●安全でおいしい水道水が安定して供給されるとともに、衛生的で安全な暮らしを支える下水道が整い、安心・快適に生活できるまちをめざします。

- ●島本町の主要な水道管路の老朽化率は上昇傾向にあり、老朽化した水道管や施設の更新と耐震化が喫緊の課題となっています。今後も、住宅開発や節水器具の普及などを要因とした水需要の変化に応じて、適切な施設整備と経営管理に取り組んでいくことが必要です。
- ●汚水整備では、公共下水道の人口普及率は平成 30 (2018) 年度末で 95.7%となっていますが、 桜井地区などの未普及地区の早期解消が課題となっています。また、公共下水道の供用開始から 30 年近くが経過し、一部の管渠では破損箇所も見受けられるなど、老朽化対策が必要です。
- ●雨水整備では、「淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線」が供用開始されて以降、町域内における 接続点整備は完了し、今後は、計画的な公共下水道雨水幹線の整備や水路改修などが必要です。
- ●山崎ポンプ場については、耐震化が課題となっています。
- ●町の水道事業については、地域水道ビジョンに基づき、「いつでもどこでも安全でおいしい水を低廉に供給する」ことを維持できるよう、事業経営に努めています。下水道事業についても、令和元(2019)年度から企業会計に移行し、水道事業と同様に、資産の見える化により、施設の老朽化率などを客観的に把握することができるようになったことから、未普及対策や老朽管路対策などを踏まえ、安定し、持続可能な経営が求められています。

■施策の方向(2-4)

①安全でおいし	●安全でおいしい水道水を安定して供給するため、地下水位・水質などの継		
い水の安定供	続監視を行い、複数水源の確保に努めます。		
給			
	●生活環境の改善や公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道の未普		
②公共下水道事	及地区の早期解消に努めます。		
業の推進	●雨水整備では、「公共下水道五反田雨水幹線」の整備に引き続き、水路の		
	改修や整備計画を具体化し、さらなる雨水排水能力の向上に努めます。		
③上下水道事業	●中長期の視点をもった経営戦略・財政見通しに基づき、健全で安定した水		
の健全経営	道事業・下水道事業の経営を行います。		
	●水道管路の更新・耐震化など、水道施設・設備の計画的な維持管理に努め		
④計画的な施設	ます。		
の維持管理	●老朽化が進んでいる下水道施設の計画的な改修・更新など、適切な維持管		
	理に努めます。		

■参考指標

指標	現状	方向性
水道管路の耐震適合化率	28.4%	↑ (増加)
公共下水道の人口普及率	95.7%	↑(増加)

※現状値: 平成30年度末時点

■関連する主な個別計画等

●地域水道ビジョン●水道管路更新等計画●水道事業財政計画●公共下水道事業財政健全化計画

●公共施設総合管理計画

■関連する主なSDGs

水・衛生







第3章 安全・安心なまちづくり

3-1 防災・危機管理

■めざすまちの姿

●防災対策や危機管理が充実し、災害をはじめ住民の安全・安心を脅かすさまざまな 危機に迅速かつ適切に対応できる、危機・災害に強いまちをめざします。

- ●毎年、全国各地で風水害が発生する中、本町でも、地震や台風による大きな被害が発生しています。また、テロや感染症など、住民の安全・安心を脅かすさまざまな危機に対応することが求められています。
- ●大規模災害に備え、町の計画や体制の整備はもとより、都市基盤などハード面の強化、地域住民の意識・備え・協力など、総合的に本町の防災対応力を向上させていくことが必要です。
- これまでの災害の教訓を踏まえ、高齢者や障害者など自力避難が困難な「避難行動要支援者」の 登録・支援や、福祉施設などでの避難体制の整備など、逃げ遅れゼロをめざした取組が進められ ています。
- ●住民の防災・減災に対する意識を高揚し、地域における防災力を高めていくため、自主防災組織の支援、育成を進めていくことが重要です。
- ●将来的な地震発生被害害を軽減すべく、公共施設の耐震化を引き続き推進するとともに、民間住宅についても、耐震改修や建替えを促進する必要があります。
- ●近年、突発的な集中豪雨の発生や台風の大型化などにより、全国各地で、土砂災害や堤防・ため 池の決壊、市街地での浸水被害などの多様な災害が発生していることから、ハード・ソフトの両 面から、防災・減災への取組を関係者と連携して進めることが必要です。

■施策の方向(3-1)

	-1)		
①危機管理体制 の充実	●災害をはじめ、テロ、事故、感染症などに適切に対応するため、庁内組織体制の整備、関係機関との連携強化、計画やマニュアルの整備を図り、総合的な危機管理体制の充実を図ります。		
②防災力の強化	 ●広報、ハザードマップ、講座などを通じて、災害に備えるためのさまざまな情報の提供や啓発を行い、防災意識の高揚を図ります。 ●防災行政無線、ホームページ、メール、SNSなど、多チャンネルで災害情報を発信し、早期避難を実現できるよう努めます。 ●自主防災組織の育成やボランティアとの連携など、住民主体の防災活動を支援し、地域の防災力の向上を図ります。 ●地域の支援機関と連携し、災害時には避難行動要支援者などへの声かけや安否確認、誘導などを行う体制を整えます。 ●多種多様な訓練に取り組み、各地で起こる災害で得られた教訓を生かすよう努めます。 		
	●地域ごとの対象災害に適合した避難所の拡充に努めます。●防災関係機関、民間事業者などとの協定を締結し、災害時に不足する人手 や物資の確保に努めます。		
③耐震化の推進	●未耐震の公共施設の耐震化を計画的に推進します。●「島本町新庁舎建設基本計画」を踏まえ、災害対策の拠点施設である役場庁舎の耐震化を図るため、建替えに向けた検討を継続します。●耐震補助制度により、民間住宅の耐震化を促進します。		
④土砂災害・水 害・浸水対策の 推進	●土砂災害の警戒情報を正確に伝達し、避難できるよう、関係機関と連携するとともに、保安林指定区域の拡大など、土砂災害防止対策を推進します。●雨水幹線の整備をはじめ、水路の改修などを行うとともに、過去の浸水被害箇所への対策を進めます。また、河川の適切な維持管理がなされるよう、国や大阪府と連携を図ります。		

■参考指標

> 91A M		
指標	現状	方向性
自主防災組織の加入率	46.4%	↑ (増加)
各団体・事業者との防災協定締結数	44 件	↑ (増加)
町有建築物の耐震化率		↑ (100%)

※現状値: 自主防災組織加入率は平成31年4月1日時点、防災協定数は平成30年度末時点

■関連する主な個別計画等

- ●地域防災計画
- ●業務継続計画 (BCP)
- ●住宅・建築物耐震改修促進計画
- ●新庁舎建設基本計画

- ●避難行動要支援者避難支援プラン
- ●国民保護計画
- ●公共施設耐震化基本計画
 - ●公共施設総合管理計画

■関連する主なSDGs

都市

気候変動





3-2 消防・救急

■めざすまちの姿

●消防・救急体制が充実し、火災や救急出動などに迅速かつ適切に対応できる、安全 に安心して暮らせるまちをめざします。

- ●本町の火災件数は毎年数件程度で推移していますが、死傷者の発生や延焼などの被害拡大を防ぐため、防火指導や訓練、啓発などに取り組み、火災の発生防止とともに、早期発見・早期対応に努めていくことが重要です。
- ●複雑多様化する災害や、高齢化の進行などによる救急出動件数の増加、高度化する救急業務に対応するため、計画的な消防施設・資器材の整備や人材の育成など、消防力の充実強化が必要です。 大規模な災害に備え、効率的・効果的な消防体制を構築するため、大阪府消防広域化推進計画に基づき、大阪府や近隣自治体と連携しながら、広域的な消防体制の充実を図っていく必要があります。
- ●消防団員の高齢化に伴う団員数の確保とともに、各種災害に対応するため、消防団員の知識・技術の向上に努めることが必要です。

■施策の方向(3-2)

	●事業所や施設への査察や指導などにより、防火管理体制の充実を図りま
①火災予防の推	す。
進	●住民への火災予防啓発、地域における訓練・講習会の開催支援などにより、
	防火意識の高揚に努めます。
	●火災などの災害から住民を守るため、消防施設・資器材の整備に努めると
②消防体制の強 化	ともに、消防本部と消防団、自衛消防隊が連携を密にし、消防体制の充実
	を図ります。
	●大阪府消防広域化推進計画に基づき、大阪府や近隣自治体と広域化に向け
	た検討を進め、連携の強化に努めます。
	●救急救命士の育成や機器の整備など、高度救急救命体制の充実を図るとと
③救急救助体制	もに、住民を対象として普通救命講習を開催し、救命率の向上を図ります。
の充実	●救急安心センターの活用及び救急車の適正利用について積極的に推進し
	ます。

■参考指標

指標	現状	方向性
火災発生件数	4件	↓ (ゼロをめざす)
普通救命講習の年間受講者数	272人	↑ (増加)

※現状値: 火災件数は平成30年実績(1~12月)、普通救命講習受講者数は平成30年度実績

■関連する主なSDGs

都市







3-3 交通安全・防犯・消費者保護

■めざすまちの姿

●地域ぐるみの交通安全・防犯・消費者保護対策が充実し、交通事故や犯罪が少なく、 安全に安心して暮らせるまちをめざします。

- ●本町の交通事故発生件数は減少していますが、全国各地で、危険運転、あおり運転、高齢者ドライバーによる事故など、痛ましい被害が発生しており、法改正や対策が進められています。交通事故を未然に防止するため、通学路などの危険箇所の把握に努め、道路や交通安全施設などの環境整備をはじめ、交通ルール・マナーの啓発・教育、迷惑駐車・放置自転車対策など、地域住民や関係機関と連携した総合的な取組を進めることが必要です。
- ●本町の犯罪発生件数は減少していますが、女性や子ども、高齢者を狙った犯罪など、住民を取り 巻く環境は変化しています。犯罪のない地域づくりのためには、防犯教室などによる啓発・教育、 防犯カメラの設置などの環境整備、地域住民と連携した見守り、防犯情報の共有など、地域ぐる みでの総合的な取組が必要です。
- ●振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪質商法の手口は複雑・多様化しているほか、商品の安全性に関する啓発など、消費者保護のための対策が求められています。本町においても消費者相談員への相談件数は増加傾向にあり、さらなる対策が必要です。

■施策の方向(3-3)

	<u> </u>
	●「通学路交通安全プログラム」をはじめ、関係機関との連携により、危険
	箇所のパトロールを実施し、道路環境に配慮した交通安全施設の整備を実
	施します。
①交通安全対策 の推進	●警察との連携による交通安全教室や運転者講習を実施するなど、交通ルー
	ルやマナーの周知及び交通安全意識の高揚を図ります。
	●関係機関と協力し、取締りの強化の要請や撤去などにより、迷惑駐車や放
	置自転車の解消に努めます。
②防犯対策の推 進	●高槻警察署や防犯委員会と連携し、防犯教室の開催など、住民の防犯意識
	の高揚に努めるとともに、防災行政無線やメール配信サービスなどを活用
	し、防犯に関する情報提供を行います。
	●地域の安全ボランティアなどと連携し、通学路などの見守りやパトロール
<u>Æ</u>	を行います。
	●防犯灯の適切な管理・更新、防犯カメラ設置への支援など、犯罪が起こり
	にくい環境を整備し、街頭犯罪の抑止に努めます。
- W#+ /□=# -	●複雑・多様化する消費者被害を防止するため、消費生活相談の充実を図る
③消費者保護の 推進	とともに、広報媒体や講座などを通じて、消費者問題の啓発や情報提供に
1年7年	努めます。

■参考指標

指標	現状	方向性
交通事故の発生件数	41 件	↓(減少)
刑法犯罪の発生件数	119件	↓(減少)

※現状値: 平成30年実績(1~12月)

■関連する主なSDGs

保健

都市

平和







第4章 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

4-1 健康・医療

■めざすまちの姿

●住民が主体的に健康づくりに取り組み、必要な保健・医療サービスを受ける環境が 整い、生涯にわたって健康で、心豊かに暮らせるまちをめざします。

- ●食事や運動、飲酒、喫煙などの生活習慣の影響により、がん、心疾患、脳血管疾患などの「生活 習慣病」にかかる人が増えています。また、急速に進展する少子高齢化や疾病構造の変化などに 伴い、健康を取り巻く課題も多様化しており、個人の健康意識の高まりとともに、健康・医療に 対するニーズはますます増大しています。
- ●生涯にわたっていきいきと健やかに暮らすためには、健康寿命を伸ばすことが重要です。また、 住民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進するためには、ライフステージに応じたきめ細やか な対応が不可欠です。
- ●本町においては、健(検)診などの健康づくり事業及び食育の各種施策を総合的に進めています。 さらに、医療体制の整備・充実に努めるとともに、感染症や食中毒などの住民の健康を脅かすさ まざまな課題に対応していくことが求められています。
- ●医療費助成については、子ども、ひとり親家庭、障害者に対する医療費助成を実施しており、子 ども医療については、近年、段階的に拡充を行っています。
- ●国民健康保険は、平成 30 (2018) 年度から大阪府が財政運営の主体となり、広域化していますが、高齢者が占める割合の増加や医療の高度化などに伴い、一人当たりの医療費が増加傾向にあります。医療費の抑制には、被保険者一人ひとりが健康意識を向上させることが重要になるため、特定健診などの保健事業を周知し、生活習慣の改善や、疾病の予防・早期発見を支援するとともに、医療費の適正化に努めていくことが必要です。

■施策の方向(4-1)

地東のプロ(4-1)		
	●生活習慣の改善や、健康の保持・増進など、住民が主体となった健康づく	
①健康づくりの 推進	り活動を支援します。	
	●健康と密接な関係にある食の重要性について啓発し、住民の食育への理解	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	を深めるとともに、関係機関が連携し、ライフステージに応じた食育を推	
	進します。	
	●生活習慣病の早期発見に有効な特定健診やがん検診など、健(検)診を受	
②保健士 ビフ	診しやすい体制整備を図り、受診率の向上に努めます。	
②保健サービスの推進	●健康に対する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、相談体制の充実を	
	図ります。	
	●健診結果を活用した適切な保健指導を行います。	
	●住民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、保健所や医療機関など	
	と連携しながら、医療体制の整備・充実を図るとともに、救急医療体制の	
	確保、在宅医療推進のための環境づくりなど地域の医療体制の充実を図り	
②医療仕制の方	ます。	
③医療体制の充 実	●感染症や食中毒などを予防するために、適切な情報提供・啓発に努めると	
	ともに、感染症などの発生・流行に備えた体制整備に努め、対策の充実を	
	図ります。	
	●利用者の負担軽減を図るため、子ども、ひとり親家庭、障害者に対する各	
	種医療費助成制度を実施します。	
④医療保険制度 の安定運営	●国民健康保険制度などの周知、相談の充実、保険料の収納率向上などに努	
	め、安定した運営を図ります。	
	●被保険者を対象とした各種保健事業を推進し、健康の増進と医療費の適正	
	化を図ります。	

■参考指標

指標	現状	方向性
 健康寿命	男性 80.61 歳	↑(増加)
使派对印	女性 84.56 歳	(+ <u>1</u> 971)
特定健診の受診率	37.4%	↑(増加)

※現状値: 健康寿命は平成28年度、特定健診受診率は平成29年度の数値

■関連する主な個別計画等

- ●健康づくり事業・食育の取組における基本方針●新型インフルエンザ等対策行動計画
- ●国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ●国民健康保険データヘルス計画

■関連する主なSDGs

飢餓

保健





4-2 地域福祉

■めざすまちの姿

●多様な生活課題の解決に向けて、助け合い、支え合いながら、地域が一体となって 取り組むことで、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

- ●急速な少子高齢化の進行や家族形態の多様化などにより、住民ニーズは多様化、複雑化しています。この住民ニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現できるようにするためには、公的なサービスだけでなく、地域でお互いに助け合い、支えあうことが必要です。
- ●さまざまな要因で生活に課題を抱え、支援を必要とする人が、自ら助けを求めることができずに 孤立したり、制度の狭間で支援に結びつきにくいなどの課題があります。各分野の相談機関・関係団体などが連携し、地域に出向くなど積極的なケースの把握や働きかけに努め、個々の事情や ニーズに応じた支援を行うことにより、課題の解決や生活の立て直しを図ることが求められています。
- ●本町の自殺者数は年数人程度で推移しており、自殺死亡率は国・大阪府の平均より低い水準となっていますが、住民・事業者・行政など、さまざまな主体で連携・協働の体制をつくり、総合的に自殺対策に取り組むことが必要です。

■施策の方向(4-2)

①地域の見守り、 助け合い、支え 合いの充実	●小地域ネットワークや民生委員児童委員をはじめ、地域の関係機関・団体	
	の連携と課題共有を図り、見守りや支え合いの地域活動を促進します。	
	●社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を強化するとともに、ボラ	
	ンティアなど地域福祉の担い手の確保・育成に努めます。	
②相談支援体制 の強化	●福祉全体に関する相談を受け、支援や必要な機関へのつなぎを行うコミュ	
	ニティーソーシャルワーカー(CSW)を配置し、住民が気軽に相談でき	
	る体制を整備します。	
	●専門的な相談に対応する窓口の整備・充実とともに、各相談窓口の連携に	
	努めます。	
	●関係機関・団体と連携し、さまざまな事情により経済的に困窮している人	
② 件 迁 田 蹇 孝 🄉	の早期把握・早期対応に努め、自立や生活再建に向けた包括的な支援を行	
③生活困窮者へ の支援	います。	
	●生活保護制度の趣旨に基づき、相談支援体制の充実を図り、就労などの自	
	立支援を行いながら、適正な保護を実施します。	
④自殺予防対策 の推進	●地域のネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発	
	と周知の充実、生きることを促す支援の充実など、自殺者の減少に向けた	
	取組を推進します。	

■参考指標

指標	現状	方向性
コミュニティソーシャルワーカーの活動件数	528件	↑(増加)
生活困窮者への自立支援による就労者数	9人	↑ (増加)

※現状値: 平成30年度実績(就労者数は、生活保護制度、生活困窮者自立支援事業による就労支援の実績)

■関連する主な個別計画等

●地域福祉計画/自殺対策計画

■関連する主なSDGs

貧困

飢餓

不平等







4-3 高齢者福祉

■めざすまちの姿

●高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちをめざします。

- ●本町では、全国と比較すると高齢化率は低いものの、年々高齢化が進んでいる状況にあります。 これに伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が今後ますます増加し、今 後も中長期的に介護を必要とする人の増加が見込まれています。
- ●ひとり暮らし高齢者が増加する中、高齢者と地域とのかかわりが希薄になり、閉じこもりや孤独 死などの問題も起こっています。
- ●本町においては、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、生きがいづくりの機会や、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」のサービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの強化に努めています。今後も、高齢者を見守り支え合える地域づくりとともに、持続可能な介護保険制度の運営、福祉サービスなどの各種施策の充実に努めていくことが必要です。
- ●近年増加している高齢者虐待や認知症の方などに対する権利擁護については、関係機関と連携を 強化し、高齢者の尊厳の確保に向けた取組を進めていくことが必要です。

■施策の方向(4-3)

他東の万円(4 - 3)		
	●地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センターの機能強化に努め、	
	高齢者や家族への総合的な支援の充実を図ります。	
	●医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分ら	
1 ①地域包括ケアシステムの強	しい暮らしを続けることができるよう、在宅医療の充実や医療と介護の連	
ンステムの強	携強化を図ります。	
	●地域におけるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの見守り体制を強	
	化するとともに、認知症の早期診断・早期対応のため「認知症初期集中支	
	援チーム」による支援など、認知症施策の充実を図ります。	
	●町内全域で実施している「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」	
②介護予防の充 実	を中心として、地域における住民主体の介護予防活動の充実を図ります。	
	●住み慣れた地域で、自立した日常生活を営めるよう、「介護予防・生活支	
	援サービス事業」の充実に努めます。	
	●高齢者の日常生活を支える在宅サービス、地域密着型サービス、施設サー	
	ビスの利用の動向やニーズを把握し、適切なサービスの確保に取り組みま	
③介護・福祉サー	す。	
ビスの充実	●介護サービスの適正・円滑な運営を図ります。	
	●一人ひとりの高齢者の状況に応じ、制度の周知、苦情相談など各々の業務	
	の実施に当たって、サービス利用が適切に実施されるよう取り組みます。	
④高齢者の社会	●高齢者が社会参加や生きがいづくり活動を通じて、健康を維持し、地域コ	
参加・生きがい	ミュニティなどで活躍できるよう、年長者クラブ活動やボランティア活動	
づくりの促進	を支援します。	
⑤高齢者の権利	●成年後見制度の利用促進や虐待防止への取組など、高齢者の財産や権利を	
擁護と安全確	守り、安全を確保するための体制整備に努めます。	
保		

■参考指標

指標	現状	方向性
高齢者のうち、要支援・要介護認定を受けている 人の割合(総合事業対象者を含む)	65 歳以上 17.0%	↓(減少)
いきいき百歳体操の参加率	65 歳以上 7.5% 75 歳以上 10.5%	↑ (増加)

※現状値: 平成30年度実績

■関連する主な個別計画等

●保健福祉計画/介護保険事業計画

■関連する主なSDGs

保健

経済・雇用





4-4 障害者福祉

■めざすまちの姿

●障害者が自立し、尊厳と生きがいをもち、地域の一員として安心して暮らすことが できるまちをめざします。

- ●障害をもつ人が地域で安心して生活をおくるためには、不安や悩みに対応し、適切なサービス・制度の利用につなげる相談支援の充実が重要です。障害者や家族の地域生活を総合的にサポートする「障害者地域生活支援拠点施設」が開設されており、同施設を中心として、町と関係機関・事業所などが連携し、支援体制の充実を図っていくことが期待されています。
- 支援を必要とする子どもが、身近な地域で、専門的な療育や相談支援が受けられるよう、各分野が連携し、子どもの成長に合わせた総合的な支援体制を構築していくことが必要です。
- ●障害者が社会の一員として働き、さまざまな活動に参加し、生きがいをもって生活できる環境づくりが求められています。そのためには、福祉サービスの充実、住まいや働く場の確保などに取り組み、地域生活をサポートしていくことが必要です。
- ●近年、障害者に対する虐待防止、差別解消、権利擁護を進めるための法・制度が整備されており、本町においても、関係機関・団体との連携を強化し、啓発や相談支援の充実を図ることが求められています。

■施策の方向(4-4)

	17
①相談・療育支援 体制の充実	●地域生活支援拠点施設を中心として、関係機関・事業所が連携し、さまざ
	まな障害や年齢層に対応した総合的な相談支援を行います。
	●発達に課題のある児童や障害のある児童に対し、専門的な療育の機会を提
7000000	供するとともに、保健・福祉・子育て・教育などの各分野が連携し、成長
	に合わせた切れ目のない支援体制の構築に努めます。
	●二ーズや障害特性に応じた福祉サービスの確保と支援の充実を図り、地域
	全体で障害者の地域生活を支える体制づくりを進めます。
	●グループホームなどの住まいの場と、通所サービスなどの日中活動の場の
②自立した地域	確保と充実に努めます。
生活への支援	●就労や定着のための支援、工賃の向上、福祉事業所からの優先調達などに
	取り組み、働く場の確保と就労環境の充実に努めます。
	●外出や意思疎通を支援するとともに、スポーツなどの当事者活動を支援
	し、社会参加を促進します。
	●障害や障害のある人への理解を深めるための啓発・教育を行うとともに、
③障害者の権利 擁護と安全確	差別の解消に向けた取組を推進します。
保	●成年後見制度の利用促進や虐待防止の取組など、障害者の財産や権利を守
24.	り、安全を確保するための体制整備に努めます。

■参考指標

指標	現状	方向性
児童発達支援事業の利用児童数	43 人	↑(増加)
福祉施設から一般就労への移行者数	7人	↑(増加)

※現状値: 平成30年度実績

■関連する主な個別計画等

●障害者計画 ●障害福祉計画/障害児福祉計画

■関連する主なSDGs

保健

教育

経済・雇用

不平等









4-5 生涯学習・スポーツ

■めざすまちの姿

●生涯にわたって学び、スポーツを楽しむ環境が整い、その成果を地域で生かすことができるまちをめざします。

- ●価値観や娯楽の多様化などに伴い、生活を通じて学習するとともに、その学習成果を地域などで発揮できる「生涯学習社会」の構築が求められています。そのため、将来的に住民が自立的に活動できるサークルなどへの団体化をめざした各種文化教室の開講など、住民ニーズに応じた生涯学習環境が必要です。
- ●町立図書館では、北摂地区での公共図書館の共同利用や、ブックポストの設置などにより、利用者の利便性の向上に努めてきました。今後も、さまざまな読書ニーズに対応するため、障害の有無に関係なく、誰もが利用しやすい図書館の環境づくりに取り組むことが必要です。
- ●子どもの読書活動は、言葉を学び、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きていくための「生きる力」を身に付けていくうえで欠かせないものです。家庭や地域、学校、図書館などが連携し、すべての子どもが、あらゆる機会と場所において、読書活動を行うことのできる環境づくりが求められています。
- ●情報機器の普及など、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、子どもの読書環境にも大きな影響を与えていると思われます。そのため、情報環境に応じて取り組むことが必要です。
- ●誰もが身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことで、生涯にわたって、健康 や体力を保持し、生きがいをもてる環境づくりが必要です。
- ●老朽化が進み、耐震化ができていない町立体育館の対策が必要です。

■施策の方向(4-5)

	=
	●社会教育関係団体に対し、技術的な指導や助言を行い、社会教育に関する
	活動やイベントの支援に努めます。
①生涯学習・社会 教育の推進	●住民の自主的な活動に配慮しながら、各種教室・講座などを開催し、生涯
教育の定と	学習の機会の提供に努めるとともに、生涯学習関係団体やサークルなど、
	住民による自立的な団体の結成をめざします。
	●年齢や障害の有無などに関わらず、すべての人が図書館を利用しやすいよ
	う、読書環境の向上及び資料の充実、イベントの開催を図ります。
②読書活動・図書館サービスの	●限られた図書資源を有効に活用するために、町立図書館、保育所、幼稚園、
推進	小・中学校など関係機関のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめと
	する連携や協力、情報交換などの取組を進め、読書環境の充実を図ります。
	●子どもの読書活動を支援する人材の育成を図ります。
③スポーツ・レク	●住民が主体的に運営・企画するイベントや団体活動を支援します。
リエーション	●健康保持や体力づくりのための啓発・情報提供に努めます。
活動の推進	

■参考指標

指標	現状	方向性
町立図書館の年間来館者数	121,400人	↑(増加)

※現状値: 平成30年度実績

■関連する主な個別計画等

- ●教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項
- ●子ども読書活動推進のための方針

■関連する主なSDGs

教育

都市





第5章 子どもたちを健やかに育むまちづくり

5-1 子ども・子育て支援

■めざすまちの姿

●安心して子どもを生み育てられる環境が整い、子どもたちの健全な成長を地域全体で支えるまちをめざします。

- ●核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきています。現在、妊産婦・乳幼児などに対する支援は、母子保健分野と子育て支援分野の両面から実施しており、現状では相談窓口も多岐にわたっています。母子保健法の改正により、妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を軽減し、妊娠期からの切れ目のない支援体制を提供する「子育て世代包括支援センター」の設置が進められています。
- ●すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育や、子ども・子育て支援の量的拡充と質的 改善を図ることが重要となります。
- ●住宅開発による就学前児童の増加などにより、保育二一ズが急速に高まっており、保育所の待機 児童・過密化の解消が大きな課題となっていることから、本町では保育基盤の整備とともに、保 育士確保のための取組を進めています。保育を必要とする子どもたちが優れた保育環境の中で、 健やかに成長できるような環境づくりを進めることが必要です。
- ●幼稚園は、全体的に園児数が減少傾向にあるものの、預かり保育の二一ズは高まっています。幼稚園利用希望者の二一ズを把握し、二一ズに応じた幼稚園の在り方を検討することが必要です。
- ●学童保育の二ーズは高まっており、それに対応するための指導員の確保が必要です。
- ●発達に課題のある児童や障害のある児童、外国籍の児童、ひとり親家庭、低所得の家庭など、支援が必要な子どもや家庭に対する適切な支援が求められています。
- ●全国で痛ましい虐待事件が多く発生しており、児童虐待防止対策対応の強化が求められています。
- ●子どもを巻き込む犯罪や事故が増える中で、犯罪や事故に遭わない環境の整備が重要となっています。また、自然災害の危険から子どもたちの身を守るための取組も求められています。
- ●全国的な少子化、核家族化が進行する中、子育てをめぐる環境が大きく変化し、親子のふれあいや子どもが交流する場所が少なくなっています。また、球技ができる公園の不足など、子どもが自由に楽しめる場所の確保が求められています。
- ●青少年をとりまく社会は、大きく変化しています。居場所を見失いがちな青少年のため大人が連携し、青少年自身があらゆる学習機会や体験活動をとおして、自分や周囲を大事にすることを学ぶことが重要です。

■施策の方向(5-1)

①切れ目のない 支援体制の整備・医療・福祉・教育等などの関係機関による切れ目のない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」を設置します。 ②母子保健の推進 ●安全・安心な妊娠と出産を支援するため、妊婦健康診査の費用助成、両親教室、こんにちは赤ちゃん訪問などを実施します。 ●乳幼児健診、育児・栄養相談、訪問による支援などの充実を図ります。 ●在宅子育て家庭を対象として、保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・つどいの広場などの子育て支援拠点を中心に、園庭開放や教室・講座などを開催します。 ●子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。 ●子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるとともに、保育人材の確保に取り組みます。
 ため、「子育て世代包括支援センター」を設置します。 ②母子保健の推進 ●安全・安心な妊娠と出産を支援するため、妊婦健康診査の費用助成、両親教室、こんにちは赤ちゃん訪問などを実施します。 ●乳幼児健診、育児・栄養相談、訪問による支援などの充実を図ります。 ●在宅子育て家庭を対象として、保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・つどいの広場などの子育て支援拠点を中心に、園庭開放や教室・講座などを開催します。 ●子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。 ●子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
②母子保健の推進 ②母子保健の推進 ②母子保健の推進 ②母子保健の推進 ● 究立な妊娠と出産を支援するため、妊婦健康診査の費用助成、両親教室、こんにちは赤ちゃん訪問などを実施します。 ● 乳幼児健診、育児・栄養相談、訪問による支援などの充実を図ります。 ● 在宅子育て家庭を対象として、保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・つどいの広場などの子育て支援拠点を中心に、園庭開放や教室・講座などを開催します。 ● 子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。 ● 子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ● 待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
②母子保健の推進 進 教室、こんにちは赤ちゃん訪問などを実施します。 ●乳幼児健診、育児・栄養相談、訪問による支援などの充実を図ります。 ●在宅子育て家庭を対象として、保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・つどいの広場などの子育て支援拠点を中心に、園庭開放や教室・講座などを開催します。 ●子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。 ●子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
 教室、こんにちは赤ちゃん訪問などを実施します。 ●乳幼児健診、育児・栄養相談、訪問による支援などの充実を図ります。 ●在宅子育て家庭を対象として、保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・つどいの広場などの子育て支援拠点を中心に、園庭開放や教室・講座などを開催します。 ●子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。 ●子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
 ●乳幼児健診、育児・栄養相談、訪問による支援などの充実を図ります。 ●在宅子育て家庭を対象として、保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・つどいの広場などの子育て支援拠点を中心に、園庭開放や教室・講座などを開催します。 ●子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。 ●子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
つどいの広場などの子育て支援拠点を中心に、園庭開放や教室・講座などを開催します。 ●子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。 ●子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
を開催します。 ③子育て支援の 推進 ●子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援 し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。 ●子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口 の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
 ③子育て支援の 推進 ●子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援 し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。 ●子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口 の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
 推進 し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。 ●子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
●子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
の充実と連携強化を図るとともに、子育て・保育に関する情報の提供を行います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
います。 ●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
●待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めるととも
に、保育人材の確保に取り組みます。
●町立保育所と民間保育園・認定こども園・小規模保育事業所の連携を図り、
④保育・幼児教 質の高いサービスの確保に努めるとともに、一時保育・支援保育・病後児
育・学童保育の 保育など、さまざまなニーズに対応した多様な保育サービスを提供しま
<mark>推進 す</mark> 。
●幼稚園利用希望者の二一ズに対応した、特色ある教育づくりを進めます。
●学童保育の二ーズに対応できるよう、保育を担う指導員の資質向上に努
め、安定した保育サービスを提供します。
●母子・父子自立支援員を中心に、関係機関が連携し、ひとり親家庭が抱え
⑤ひとり親家庭 る問題について、早期からの的確な相談支援を実施します。
への支援 ●ハローワークなど関係機関と連携した就労支援をはじめ、子育て支援や技
能習得など、各種支援制度へのつなぎと情報提供に努めます。
●児童虐待の防止と早期発見に努め、迅速かつ適切に対応するため、関係機
関との連携を強化し、啓発や相談支援の充実を図ります。
⑥子どもの権利●地域住民や関係団体・ボランティアなどと協働して、パトロールや見守り
擁護と安全確 活動、不審者情報の共有、危険箇所の把握など、子どもを犯罪や事故、災
保 害などから守る取組を推進します。
●子どもの貧困対策について、関係機関との連携を強化し、支援が必要なケ
ースの早期発見に努め、支援を行います。

■参考指標

指標	現状	方向性
保育所の待機児童数	96 人	↓ (ゼロをめざす)
学童保育の待機児童数	0人	→(ゼロを維持)

※現状値: 平成31年3月1日時点

■関連する主な個別計画等

- ●子ども・子育て支援事業計画
- ●保育基盤整備加速化方針
- ●ひとり親家庭等自立促進計画
- ●教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項
- ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

■関連する主なSDGs

貧困

保健

教育

平和









5-2 学校教育

■めざすまちの姿

●教育環境・教育活動が充実し、子どもたちが豊かな人間性、学力、体力など、未来 を切り拓くための「生きる力」を身につけることができるまちをめざします。

- ●学習環境の整備においては、各学校の耐震化・施設改善及び新学習指導要領で求められる学習環境整備(ICT機器)を実施しています。
- ●変化が激しく予測困難な時代を踏まえ、子どもたちが変化に積極的に向き合い、主体的・対話的で深い学びを通して、他者と協働して課題を解決していくことが必要です。また、情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくための情報活用能力などが求められています。
- ●新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むために、社会に開かれた教育課程の実現が求められています。
- ●教職員集団の世代交代が進み、経験年数の浅い教職員が増える中、家庭の二ーズの多様化に対応 し、個別の支援や実践的な指導力の向上を図るために、教職員の資質向上を図る必要があります。
- ●いじめ、不登校問題などに対応するため、各学校及び教育センターにおける教育相談の充実や関係機関との連携強化が必要です。
- ●令和2(2020)年度以降に小・中学校で全面実施される新学習指導要領は、知識・理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を通して「生きる力」を育むことを目的として改訂が行われています。本町では、これまでも小中一貫教育、保幼小連携の推進など、一貫性・系統性のある教育体制の整備を進めてきましたが、さらに、地域との協働により、学校教育活動の支援体制を構築し、地域と学校をつなぐ取組が求められています。
- ●英語で世界とつながりをもとうとする子どもを育成するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校まで、系統的・連続的な英語教育を進めています。
- ●平成 28 (2016) 年度から中学校給食を完全実施しており、小・中学校での給食を通して、児童・生徒の心身の成長及び健康のサポートと併せて、食事についての正しい理解などを身につけるため食育の推進も進めています。
- ●地域のつながりの希薄化や、少子化・核家族化・共働き家庭の増加などにより、地域や家庭の「教育力」の低下が懸念されています。このため、地域・家庭・ボランティアなどと連携し、学校を核とした地域での教育活動の活性化や、家庭での教育・学習の支援に努め、地域で見守る環境、子どもの居場所づくりに取り組むことが求められています。

■施策の方向(5-2)

	-2)
	●学校施設の維持・補修を計画的に実施し、施設の適切な維持管理と長寿命
①教育環境の充 実	化に努め、安全・安心な学習環境の整備に努めます。
	●情報機器やデジタル教材などを活用し、学習活動の充実を図るため、I C
	T環境の整備を進めます。
	●信頼される教職員を育成するための研修の充実や働き方改革を推進し、教
	職員が授業や準備に集中できる環境づくりを進めます。
	●保育所・幼稚園・小学校の繋がりを意識してスタートカリキュラムを実施
	し、「遊び」から「学び」への円滑な接続を図ります。
	●学力の向上・充実に向け、小中一貫教育の取組を進め、教員の資質向上と
	授業改善に取り組みます。また、特色ある教育として英語教育の充実に努
	めます。
	●すべての児童・生徒が安心して学べるよう、教育相談体制を充実させ、い
	じめや不登校に対する対応に取り組みます。
②教育活動の充 実	●障害のある児童生徒や特別な配慮を必要とする児童生徒、また、外国籍児
*	童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒が、より良い学校生活を送るこ
	とができるように、個々のニーズに応じた丁寧な指導ができる体制を構築
	します。
	●給食、食育を通して児童・生徒の豊かな心と健やかな体を育みます。また、
	生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成するた
	め、幼児期から小・中学校を通して、運動の機会を確保し、体を動かすこ
	とが楽しくなるような指導を取り入れ体力向上を図る取組を推進します。
③家庭・地域との	●児童・生徒の「自学自習力」を高めるため、放課後学習支援の取組を推進
	します。
	●社会に開かれた教育課程を実現するため、地域の力を学校運営に生かす
連携	「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校と地域が協働する新たな
	組織の設置を進めます。

■参考指標

指標	現状	方向性
学力調査の平均正答率が全国平均を上回る教科の割合	小学校 100% 中学校 100%	→(維持)
実用英語検定3級相当以上の英語力をもつ中学3年生の割合	69.9%	→(維持)
家で自分で計画を立てて勉強している児童生徒の割合	小学校 67.4% 中学校 46.6%	↑(増加)

※現状値: 学力調査、家での自習状況は「平成 31 年度全国学力・学習状況調査」(小学 6 年・中学 3 年対象) 中学生の英語力は「平成 30 年度英語教育実施状況調査」

■関連する主な個別計画等

●教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項

■関連する主なSDGs

教育











第6章 魅力と活力・にぎわいのあるまちづくり

6-1 産業・労働

■めざすまちの姿

●産業の振興が図られ、働く環境が充実した、にぎわいと活力にあふれたまちをめざ します。

- ●消費者が町外で商品を購入する傾向があることから、町内店舗の魅力向上や空き店舗の解消、商店街の活性化などにより、商業的なにぎわいを創出していくことが求められています。また、創業者への支援や企業立地の促進など、まちに活気やにぎわいを生み出す取組が必要です。
- ●近年、農業従事者が減少し、高齢化や後継者不足が深刻になっています。このため、農業の担い 手の育成や、遊休農地の活用、農家の経営基盤を強化する取組が求められています。また、農作 物の被害防止のための有害鳥獣対策も必要です。
- ●近年、台風などの災害が多発しており、森林の荒廃が進行しています。また、所有者の高齢化や 後継者不足などから森林の整備が行き届かず、倒木などが放置された状況となっています。所有 者、企業、ボランティア、行政の協働により、継続的に整備を進めていく必要があります。
- ●働く意欲をもちながら、就労が困難となっている人に対し、相談や訓練、資格取得などの就労支援を行っていく必要があります。また、労働者が生きがいやゆとりを感じながら充実した生活をおくることができるよう、働き方改革の取組が進められており、ワークライフバランスなど、労働環境の充実が求められています。

■施策の方向(6-1)

	± /
	●商工会や企業などと連携し、地元での購買促進や空き店舗の活用な
○ 辛工 类办 泛 供ル	ど、商店街をはじめとする商工業の活性化に向けた取組を支援しま
	す。
①商工業の活性化	●商工会などと連携し、セミナーの開催や融資などにより、創業者を
	はじめとする事業者を支援するとともに、本町の特性に適した企業
	立地を促進します。
	●多様な担い手による営農環境の整備や、生産緑地地区の指定など、
	都市農業の振興を図ります。
②都市農業・林業の振	●生産者と消費者の交流を促進し、地元農産物の地産地消を図るとと
興	もに、有害鳥獣対策の取組を推進します。
	●大阪府や企業、ボランティアとの連携により、森林の保全整備を進
	めるとともに、林産物のPRに努めます。
	●高齢者や障害者、ひとり親家庭などの就労支援の充実を図るため、
	ハローワークやシルバー人材センターなどの関連機関とのさらなる
③雇用・労働環境の充	連携を図ります。
実	●関係機関との連携により、ワークライフバランスの推進やハラスメ
	ント防止など、働きやすい環境づくりのための啓発や、技能・知識
	習得のための支援などを行います。

■参考指標

指標	現状	方向性
商店街の空き店舗数		↓(減少)
生産緑地地区の指定面積	約 1.83ha	↑ (増加)
町内の事業所数・従業者数	616 事業所 7,052 人	↑ (増加)

※現状値: 生産緑地地区は平成31年4月1日時点、事業所数・従業者数は「平成28年経済センサス」

■関連する主な個別計画等

●まち・ひと・しごと創生総合戦略 ●森林整備計画

■関連する主なSDGs

飢餓 経済・雇用 インフラ・産業 教育











6-2 歴史・文化

■めざすまちの姿

●住民がまちの歴史や文化に愛着や誇りをもち、歴史遺産や文化芸術に親しむ環境が 整ったまちをめざします。

- ●長い歴史の中で伝えられてきた歴史文化遺産は、住民の貴重な財産であり、大切に保存して次の世代に伝えていくことが必要です。また、まちの魅力や誇りとして、観光、にぎわいづくりなど、まちづくりの資源として活用していくことも重要です。
- ●心の豊かさを求めて、人々の文化芸術に対する関心が高まっており、住民が文化芸術に親しむ環 境づくりが求められています。
- ●歴史文化遺産の保存と活用や、文化芸術活動の振興により、住民の郷土への理解や愛着を高め、 心豊かな地域社会を築いていくことが必要です。
- ●歴史文化資料館の耐震化が課題となっています。

■施策の方向 (6-2)

金田市文化次 料	●歴史文化の情報発信拠点として、また、住民の交流の場として、有効活用
①歴史文化資料 館の活用	を図ります。
даоэлала	●常設展の入れ替えや企画展の開催など、展示内容の充実に努めます。
	●埋蔵文化財調査をはじめ、地域の民俗資料や古文書の調査を行います。
② 女 仏 母 の 但 雑	●大学などの研究機関に協力を求め、資料研究の充実を図ります。
②文化財の保護と調査研究	●町内の重要な歴史遺産を調査し、文化財指定などを進め、文化財の保存・
こ明白明元	活用・保護に努めていきます。
	●地域文化を調査し、本町の「ふるさと再発見」を行なっていきます。
③歴史文化遺産	●郷土の歴史や文化財、伝統行事などの紹介や案内に努めます。
を活用した地 域づくり	●歴史文化遺産をまちづくりのための資源として活用します。
④文化芸術活動	●文化芸術活動や地域文化の振興を図るため、住民の自主的な活動を基本と
の振興	しながら、団体・サークルの育成や活動の支援に努めます。

■参考指標

指標	現状	方向性
歴史文化資料館の利用者数	10,891人	↑ (増加)
町文化財の指定件数	7件	↑ (増加)

■関連する主な個別計画等

●教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項

■関連する主なSDGs

教育

都市





6-3 観光・魅力発信

■めざすまちの姿

●観光などによる交流やにぎわいづくりが進み、まちの魅力が積極的に発信され、町内外の人々が魅力を感じ、暮らしたい、働きたい、訪れたいと思えるまちをめざします。

- ●国内外からの観光客に対応すべく、観光資源の整備などにより、まちに活気やにぎわいを生み出すことが必要です。特にサントリー山崎蒸溜所には外国人も含めて多くの観光客が訪れており、 町内の他のスポットや商店へ周遊するための環境づくりなどが求められています。
- ●本町では、高槻市や大山崎町などの近隣自治体、住民団体、商店・企業などと連携して観光振興やにぎわいづくりに向けた取組を行っていますが、引き続き、各種団体・機関などとの連携のもと、互いの資源や強みを生かした取組を進めることが必要です。
- ●本町では、町のイメージキャラクター「みづまろくん」の活用や、商工会などと連携した「離宮の水ブランド認証商品」など、地域資源を生かした取組を進めていますが、今後、さらに地域ブランドの育成やまちの魅力発信に取り組み、まちの知名度の向上を図るとともに、本町に対する愛着や誇りを醸成することが必要です。

■施策の方向(6-3)

	●近隣自治体との広域的な連携とともに、住民団体や事業者などとの協働に
①観光振興とに	より、観光振興に努めます。
ぎわいづくり	●本町の自然、歴史文化、産業、イベントなどを観光資源として活用し、観
の推進	光による集客を産業や地域の活性化につなげるための方策を検討します。
	●イベントなどのにぎわいづくりに取り組む団体や事業者を支援します。
	●商店・企業・住民団体などと連携し、地域資源を生かした名産品の開発支
②まナの触	援など、地域ブランドの育成を図るとともに、新たな魅力の発掘・創出に
②まちの魅力の 創出・発信	も取り組みます。
	●さまざまな媒体を活用し、本町の魅力やまちづくりの取組を積極的に情報
	発信します。

■参考指標

指標	現状	方向性
新聞掲載件数 (施策、イベント、地域資源など)		↑ (増加)

■関連する主な個別計画等

●まち・ひと・しごと創生総合戦略

■関連する主なSDGs

経済・雇用 消費・生産





第7章 持続可能なまちづくり

7-1 行財政運営

■めざすまちの姿

●健全で安定した行財政運営のもと、各分野のまちづくりが総合的に推進され、将来にわたって、持続的に質の高い住民サービスが提供できるまちをめざします。

- ●厳しい財政状況が続く中、社会経済情勢の変化、多様化・複雑化する住民ニーズなど、拡大する 行政課題に適切に対応するため、将来に向けて持続可能な行財政運営が求められています。今後 は、高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加に加え、子育て世代への対応や老朽化した公共 施設への対策など、多額の財源が必要となるため、引き続き、行財政改革に取り組むことにより、 財政の健全化に努めることが必要です。
- ●安定した行財政運営のためには財源確保が不可欠であり、町税などの自主財源の安定確保をはじめ、多様な手法による歳入確保の取組が必要です。
- ●行政サービスの維持やさまざまな課題への対応、効率的な行政運営のため、自治体間のより一層 の連携が必要です。
- ●公共施設については老朽化が進んでおり、今後、多額の更新・維持管理費用が必要となる見込みです。そのため、長期的な視点をもって、施設保有量の圧縮、適切な維持管理による長寿命化、効率的な管理運営などに計画的に取り組むことにより、適切な配置を実現し、財政負担を軽減・平準化することが必要です。
- ●情報化社会に対応するため、本町においても、情報システムの整備や社会保障・税番号(マイナンバー)制度への対応などの基盤整備を進めるとともに、さまざまな脅威から情報資産を守り、適切な情報管理に努めてきました。今後も、適切に情報管理などを行いながら、クラウド型システムやAI(人工知能)、RPA(自動化技術)などの情報通信技術(ICT)を活用し、サービス向上や効率化に取り組むことが必要です。
- ●限られた人員体制のもと、高度化・多様化する行政需要に対応し、質の高い住民サービスを提供 していくためには、職員一人ひとりが意欲をもち、能力を最大限発揮できるよう、人材の育成に 努めるとともに、機能的な組織体制の構築に努めることが必要です。

■施策の方向(7-1)

	<u>- 1)</u>
①健全な行財政 運営	●限られた財源と人材を有効活用し、持続的にサービスを提供するため、優
	先度、必要性、費用対効果などを踏まえて事務事業を精査し、見直しと効
	率化、経費削減を進め、時代や住民ニーズに応じた事業への集中・転換を
	図ります。
	●積極的な財源確保と効率的な財源配分に取り組み、収支の均衡を図りなが
	ら計画的な財政運営に努めることにより、財政の健全化を推進します。
	●財政状況や今後の見通しについて、分かりやすく公表します。
②多様な主体と の連携	●本町が抱える課題の解決や新たな行政需要への対応、住民サービスの向上
	や効率化をめざし、圏域単位の行政や市町村合併なども将来的な課題とし
	て捉え、さまざまな行政分野において、近隣自治体との広域連携を推進し
	ます。
	●企業・大学・公益法人・住民団体など、多様な主体と連携・協働した取組
	を進め、地域や民間の人材、知識、技術などをまちづくりに活用します。
③公共施設の適 正管理	●老朽化の状況や維持更新費用、利用状況などを考慮しながら、施設の統廃
	合や多機能・複合化、民間活力の活用や広域連携などによる施設保有量の
	圧縮を図り、施設の適正配置を進めます。
	●計画的で適切な維持管理による長寿命化、施設運営の効率化などを進め、
	維持・更新費用の削減や平準化を図ります。
④情報化の推進	●マイナンバー制度や I C Tの活用などによる業務やサービスの電子化を
	進め、住民の利便性の向上と業務の効率化を図ります。
	●自治体クラウドなどのクラウド型システムを導入し、経費の削減、業務の
	効率化、災害時の業務継続性の確保などを図ります。
	●情報セキュリティ対策を推進します。
⑤人材育成と組 織基盤の強化	●職員研修や人事評価制度などを活用して人材の育成に努め、接遇など職員
	対応力の向上や経営感覚のさらなる醸成に取り組みます。
	●組織の生産性向上や働き方改革への対応に向け、業務の効率化、部局間の
	連携などを進め、適正な定員管理に努めるとともに、必要に応じ組織の見
	直しを図り、簡素で機動力のある組織体制を構築します。

■参考指標

> 314 lb.			
指標	現状	方向性	
経常収支比率	101.7%	↓(100%未満)	
計画期間中における新たな連携事業数 (自治体、事業者など)	-	↑(増加)	

■関連する主な個別計画等

- ●行財政改革プラン
- ●公共施設総合管理計画

■関連する主なSDGs

平和

実施手段



